



令和元年度

由布市教育委員会の事務の管理
及び執行状況に関する点検・評価
(平成30年度執行) 報告書

令和元年8月

由布市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号以下「法」という。)第26条の規定により、平成30年度事業を対象とした由布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する者の意見を付して報告します。

| 職 名 | 氏 名 | 期 間 |
|-----------|-----------|---------------------------|
| 教 育 長 | 加 藤 淳 一 | 平成30年11月19日 ～ 令和3年11月18日 |
| 教 育 委 員 長 | 佐 藤 式 男 | 平成29年11月19日 ～ 平成30年11月18日 |
| 委員長職務代理者 | 上 田 宴 | 平成29年11月19日 ～ 平成30年11月18日 |
| 教育長職務代理者 | 八 川 徹 | 平成30年11月19日 ～ 令和元年11月18日 |
| 教 育 委 員 | 八 川 徹 | 平成27年11月19日 ～ 令和元年11月18日 |
| | 上 田 宴 | 平成28年11月19日 ～ 令和2年11月18日 |
| | 渡 邊 真 由 美 | 平成29年11月19日 ～ 令和3年11月18日 |
| | 佐 藤 式 男 | 平成30年11月19日 ～ 令和4年11月18日 |

令和元年由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成30年度対象)報告書について

1. 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない(法第26条第1項)と定められ、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る(法第26条第2項)、とされました。

2. 由布市教育委員会の点検・評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱(平成21年教育委員会告示第2号)」に基づき、「平成30年度由布市の教育方針」を基に実施した取り組みについて、自己点検・評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見・提言を受けられるよう教育に関し学識経験を有する者として校長経験者、行政職員経験者など6名の評価者による外部評価を実施して、「令和元年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成30年度対象)報告書」を作成し、報告・公表するものです。

学識経験者の皆様からの貴重な意見をいただき、点検・評価を行い取り組みの成果と課題を明らかにし、これらを踏まえ、より良い由布市の教育の実現に向け取り組んでいきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 評価方法について

(1) 内部評価

自己点検・評価の判定基準については、以下のとおりとしました。

〈内部評価の判定基準〉

- 目標を上回る……………A
- ほぼ目標どおり……………B
- やや目標を下回る……………C
- 目標を大幅に下回る……………D

(2) 外部評価

法第26条第2項の規定による学識経験者の知見の活用については、自己点検・評価（内部評価）の後に、以下に記載した6名の外部評価委員に依頼をしました。

【外部評価者名簿】（50音順）

| 番号 | 氏名 | 住所 | 略歴 |
|----|-------|---------|-------|
| 1 | 衛藤 哲雄 | 由布市湯布院町 | 行政経験者 |
| 2 | 加賀 君子 | 由布市湯布院町 | 校長経験者 |
| 3 | 佐藤 和昭 | 由布市庄内町 | 校長経験者 |
| 4 | 橋本 洋一 | 由布市挾間町 | 校長経験者 |
| 5 | 宮崎 直美 | 由布市挾間町 | 行政経験者 |
| 6 | 八川 英治 | 由布市庄内町 | 行政経験者 |

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

| 基本施策 | 項目 | 頁番号 | 担当課 | |
|----------------------------|--|----------------------------|---------|----------------|
| 1 新たな教育基盤の形成 | I 教育委員会機能の向上 | 5 | 教育総務課 | |
| | II 事務局機能の充実 | 6 | | |
| 2 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進 | I 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 | ① 確かな学力の向上 | 7 | 学校教育課 |
| | | ② 豊かな心の育成 | 8 | |
| | | ③ 健やかな体の育成 | 9 | |
| | | ④ 特別支援教育の充実 | 10 | |
| | | ⑤ 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実 | 11 | |
| | | ⑥ 幼児教育の充実 | 12 | |
| | | ⑦ 連携型中高一貫教育の推進 | 13 | |
| | II 信頼と協働による学校づくりの推進 | ① 開かれた学校づくりを推進 | 14 | 教育総務課 学校教育課 |
| | | ② 信頼される学校づくりの推進 | 15 | |
| | | ③ 豊かで安全・安心な環境づくり | 16 | |
| III 安全で快適な学校施設・設備の充実 | 17 | 教育総務課 | | |
| IV 学校規模適正化の推進 | 18 | | | |
| 3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進 | I ひとりひとりが生きがいをもち学ぶことができる場の提供 | 19 | 社会教育課 | |
| | II 「育ちあい・伝えあい・支えあう」人と人がつながる仕組みづくり（その1） | 20 | | |
| | II 「育ちあい・伝えあい・支えあう」人と人がつながる仕組みづくり（その2） | 21 | | |
| | III 社会の一員として社会活動や地域活動に参加するための環境づくり | 22 | | |
| | IV 文化の薫るふるさとづくり | 23 | | |
| 4 未来の創造を担う「子ども読書活動」の推進 | I 未来の創造を担う「子ども読書活動」の推進 | 24 | | |
| 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして | I スポーツ関連施設の整備・充実 | 25 | スポーツ振興課 | |
| | II 団体及び指導者の育成 | 26 | | |
| | III スポーツ活動の推進 | 27 | | |
| | IV 合宿の誘致 | 28 | | |
| | V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進 | 29 | | |
| | VI 競技スポーツの推進 | 30 | | |
| 【資料】 | 教育委員会の活動・教育委員会での主な審議状況 | 31～35 | 教育総務課 | |

| | | |
|------|---|------------|
| 基本施策 | 1 | 新たな教育基盤の形成 |
|------|---|------------|

| | | |
|----|---|------------|
| 項目 | I | 教育委員会機能の向上 |
|----|---|------------|

【方針の概要】

- ★現場の実情の把握及び情報収集のため、学校・所管施設訪問だけでなく、事務局や教育機関の職員との協議や意見交換を行っていきます。
- ★先進的な事例について研修及び視察を行い、研さんに努めます。
- ★教育委員会新制度への移行を踏まえ、機能的で効果のある体制づくりを目指します。

【内部評価：B】

- ・教育委員会が住民に開かれた存在として信頼を得られるよう、会議の運営上の工夫を図るなど住民の目に見える形で、教育行政を改善する取組を進める必要がある。

【外部評価】

- ・教育委員会所管施設や学校施設の訪問を計画的に行い、現状の認識や職員等との意見交換を行う等、施策の形成に寄与することができたことは評価できる。

| | | |
|------|---|------------|
| 基本施策 | 1 | 新たな教育基盤の形成 |
|------|---|------------|

| | | |
|----|----|----------|
| 項目 | II | 事務局機能の充実 |
|----|----|----------|

【方針の概要】

★事務局に第2期由布市教育振興基本計画の策定のための組織を設置します。設置に当たっては、既存の組織を活用しながら、基本計画の充実、事務局内の連携強化及び自己研さんを図るため、課の枠を越えた課題別の検討チームも創設します。

【内部評価：B】

- ・教育全般に対する市民の理解を深めるためパブリックコメントを募集したが、一件も意見が寄せられなかった。
- ・策定にあたり課を超えた検討チームを立ち上げ十分な協議がされた。

【外部評価】

- ・課の枠を超えた課題別の検討チームが創設され協議も実施されている。事務局の取り組みは評価できる。
- ・パブリックコメントに参加しやすい方策を考えていただきたい。例えば、公共の場（市営である大きな施設）に意見箱等の設置等。

| | | |
|------|---|--------------------|
| 基本施策 | 2 | 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|--------------------|

| | | |
|----|---|-----------------------------|
| 項目 | I | 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 |
| | ① | 確かな学力の向上 |

【方針の概要】

- (1) 基礎・基本の徹底を図りながら学びを深めます
- ①「わかる」授業の推進
 - ★学びを実感するための、めあてとふり返りが明確な授業実践
 - ②個に応じた指導の充実
 - ★少人数指導や習熟度別指導の実践
 - ★補充学習や家庭学習の充実
 - ③組織的な授業改善の取り組み
 - ★学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員、指導法工夫改善教員や指導教諭等による授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援
 - ★国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策
 - ④地域人材の活用
 - ★教員経験者や専門家を活用した授業の実施
- (2) 情報教育を推進します
- ★情報社会に適応していくことのできる情報活用能力の育成
 - ★個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上
- (3) 環境教育の充実を図ります
- ★「由布市学校エコ運動」の推進
 - ★各教科等における環境教育の取り組みの推進

【内部評価：B】

- ・全体的には、ほぼ計画通りできている。

【外部評価】

- ・基礎基本の徹底を図るための授業改善や個に応じた指導の充実等、組織的な取り組みにより、成果が上がりつつあることは評価できる。
- ・情報教育において、活用能力の育成のために、情報電子機器（特にiPad等）の設備充実が必要である。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|--|--------|--|
| 項目 | I ② | 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 豊かな心の育成 |
| <p>【方針の概要】</p> <p>(1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます</p> <p>① 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 考え、議論する道徳の授業の実践 ★ 一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実 <p>② 体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進 <p>(2) 豊かな人権感覚の育成に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業の実践の推進 ★ 「人権・同和」教育の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨にそった教育活動の充実 <p>(3) 良好なコミュニケーション力の育成に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化 ★ 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実 ★ Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進 <p>(4) 読書活動の推進に努めます</p> <p>① 読書習慣の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加 ★ 司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用 ★ 「図書通帳」の活用 <p>② 学校図書室の充実と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨 ★ 司書や司書教諭等関係職員との連携（特に並行読書等に関わる） | | |
| <p>【内部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おおまかな取り組みは順調に進んでいる。 | | |
| <p>【外部評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別の教科 道徳」としての評価の在り方等の研修を深め、さらに充実させることに務められたい。 ・ 自然体験活動等、発達段階に応じた体験活動の推進に努めていただきたい。 | | |

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|---|
| 項目 | I ③ | 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 健やかな体の育成 |
|----|--------|---|

【方針の概要】

- (1) 健康教育の推進を図ります
- ★児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスプロジェクトの推進
 - ★健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実
 - ★むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の拡大
- (2) 「食育」を推進します
- ① 「食育」に関する事業の展開
 - ★各学校の「食育推進計画」の実践
 - ★学校栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
 - ② 安全・安心な学校給食の推進（食育に関連した）
 - ★学校給食における食中毒を防止するための衛生管理の徹底
- (3) 学校体育の充実を図ります
- ① 体育の授業の充実
 - ★体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
 - ★指導者の研修や外部人材の活用
 - ★小学校体育専科教員の活用（出前授業等による市全体の授業のレベルアップ）
 - ② 体力向上プランの実践
 - ★「一校一実践」の取組の推進・充実
 - ★ラジオ体操の指導
 - ③ 部活動に幅広い人材を活用
 - ★部活動指導員の導入

【内部評価：B】

- ・概ね計画に沿った実施ができている。

【外部評価】

- ・幼小中との連携を持ちながら、体力向上のために食育や体力づくりを通して、児童生徒の自己管理能力を高めるとともに家庭（保護者）との連携を図りたい。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|--|
| 項目 | I ④ | 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 特別支援教育の充実 |
|----|--------|--|

【方針の概要】

- (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります
★教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実
- (2) 特別支援教育についての連携を図ります
★関係機関との連携による、「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定
系統的・継続的な教育的支援の実施
- (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します
★全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置および個別の事案を検討するケース会議の実施
- (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童・生徒への対応に努めます
 - ①特別支援員の配置等人的環境整備
★一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
 - ②教育相談の充実
★通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回教育相談や専門家相談員の利用の推進
 - ③スクールソーシャルワーカーや指導主事による対応の充実
★各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

【内部評価：B】

- ・取り組みが進み、スムーズな連携がとれるようになっている。

【外部評価】

- ・関係機関との連携を深め、指導の充実が図られたことは評価できる。

| | | |
|---|--------|--|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
| 項目 | I ⑤ | <p>生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進</p> <p>生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実</p> |
| <p>【方針の概要】</p> <p>(1) 学校内の教育相談体制を確立します</p> <ul style="list-style-type: none"> ★管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、SSW、スクールカウンセラー（SC）等を含む校内教育相談体制「チーム学校」の確立 ★「地域児童生徒支援コーディネーター」の活用によるいじめ、不登校の対応体制の充実 ★中学校3校、小学校4校に県のSC配置及び配置校以外の学校へ市の臨床心理士によるカウンセリングや心理検査等の実施 <p>(2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ★「由布市学校子ども支援センター」配置のSSWや教育相談員、臨床心理士による相談体制の整備と学校支援の充実 ★「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」の充実を図り不登校児童・生徒の学校復帰を支援 | | |
| <p>【内部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標は十分達成している。 | | |
| <p>【外部評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・由布市学校支援センターが機能している。さらなる職員体制に努めていただきたい。 | | |

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|--|
| 項目 | I ⑥ | 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 幼児教育の充実 |
|----|--------|--|

【方針の概要】

- (1) 幼稚園教育の充実を図ります
- ★自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
 - ★小1プロブレムの解消
 - ・アプローチカリキュラム（年長時）の実施と小学校との連携
- (2) 子育て支援を推進します
- ①就学前保育・教育「保育所（園）・幼稚園」と小学校の連携の推進
 - ★保育所（園）・幼稚園・小学校の教員や保育士の合同研修や交流活動
 - ②子育て教育相談の推進
 - ★園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談
 - ★預かり保育の拡充や幼稚園と保育所の施設を使った交流会の促進・充実
- (3) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します
- ★教育方針と指標を明確にした幼稚園評価
 - ★園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動
 - ★特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）

【内部評価：B】

- ・現状の目標は達成している。

【外部評価】

- ・合同研修や交流活動等、幼保の連携がなされ、幼児教育が充実していることは評価できる。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|---|
| 項目 | I ⑦ | 生きる力につながる知・徳・体バランスのとれた教育の推進 連携型中高一貫教育の推進 |
|----|--------|---|

【方針の概要】

- (1) 地域一体となった特色ある教育を行います
- ★教職員・生徒の交流、授業の共同実施等、各学校の創意工夫を生かした中高一貫教育の在り方の研究と実践
 - ★由布市内の唯一の高等学校として、由布高校が地域に貢献できる人材の育成の場になるよう、関係機関、団体と連携した支援体制づくり
 - ★観光コースの活動や由布マイスターへのチャレンジ等、由布高魅力化事業の支援
 - ★教職員や教育委員会による推進委員会の実施
 - ★由布高校の取り組みや魅力を広める広報活動の充実（由布高校振興大会、各広報誌）
- (2) 基礎基本の定着と学力向上を目指します
- ★教科別中高合同教科会議の実施
 - ★基礎基本事項の定着を目指した英語・数学の「相互乗り入れ授業」の実施
 - ★英語・数学・国語の「つなぎ教材」の活用
 - ★「学力調査」の検証を基にした補充指導等、小中高をつなぐ教育課程の研究
 - ★夏季休業中の小学校補充教室への由布高生の学習サポーターとしての参加
 - ★中学生への英検の補助事業の推進
- (3) キャリア教育を推進します
- ★6年間を見通した「キャリアデザインシート」「キャリアデザインノート」の活用
 - ★中高全員で取り組むキャリア読書の推進
- (4) 豊かな人間性を育成します
- ★由布市合同生徒会活動における交流活動
 - ★由布市合同生徒会主催の中高合同ボランティア活動の支援

【内部評価：B】

- ・目標は十分達成している。

【外部評価】

- ・今後とも由布高校への進学希望者に向けて継続した取り組みをしていくことが必要である。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|----------------------------------|
| 項目 | Ⅱ ① | 信頼と協働による学校づくりの推進 開かれた学校づくりを推進 |
|----|--------|----------------------------------|

【方針の概要】

- (1) 学校公開の日を設定します
 - (2) 学校の情報公開に積極的に取り組みます
- ★学校ホームページや学校便り等で、活動状況や学習定着状況の成果等公開

【内部評価：B】

- ・方針どおりに取組ができた。

【外部評価】

- ・市内全小中学校が学校公開、学校だより、ホームページ等を通して学校独自の活動状況を発信できていることは評価できる。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|-----------------------------------|
| 項目 | Ⅱ ② | 信頼と協働による学校づくりの推進 信頼される学校づくりの推進 |
|----|--------|-----------------------------------|

【方針の概要】

- (1) 特色ある学校づくりを推進します
 - ①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成
 - ★具体的な教育目標と具体的取り組み等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の実践
 - ②組織としての学校運営
 - ★全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）
- (2) 学校評価を推進します
 - ★学校評価の実施と公表
- (3) 教員の意識改革と資質能力の向上を図ります
 - ①研修（県及び市主催）の充実
 - ★県等が主催する各種研修会への積極的な参加
 - ★由布市教育振興協議会と連携し、教育課題の分析や研修計画の作成
 - ②校内研究の充実
 - ★学校の教育課題を明確化することによる、組織的・計画的かつ日常的な授業研究への取り組み強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）
- (4) 学校と家庭・地域の協働による教育を推進します
 - ①地域での子どもの教育の推進
 - ★「由布市地域協育推進事業」の充実・推進による教育課題の解決促進
 - ②コミュニティ・スクールによる、学校・家庭・地域の「協働」による教育の一層の推進
 - ★市内全小・中学校のコミュニティ・スクール実施による家庭・地域との協働の拡大促進
 - ★家庭、地域と学校の協働による、子どもの教育課題解決に向けた取組の推進

【内部評価：B】

・方針どおりに取り組みができた。

【外部評価】

・「チーム学校」として、学校の様々な課題解決に向け組織的に取り組むことができていることは評価できる。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|--------|------------------------------------|
| 項目 | Ⅱ ③ | 信頼と協働による学校づくりの推進 豊かで安全・安心な環境づくり |
|----|--------|------------------------------------|

【方針の概要】

- (1) 子どもたちの登下校等の安全を目指します
- ★通学路や校区内活動場所の安全マップの作成や学校教育環境の安全点検、安全管理体制の見直し
 - ★地震等災害発生時における（登下校時の）避難マニュアルの見直しと、保護者、地域、関係機関と連携した訓練の実施
- (2) 教育条件の整備に努めます
- ★就学援助金や助成事業等の周知、活用促進
 - ★奨学金制度の充実：平成30年度から条件付返済免除型奨学金制度が始まります

【内部評価：B】

- ・目標どおり実施できた。

【外部評価】

- ・学校毎に安全マップを作製し、地域と連携しながら安全管理体制の整備がなされていることは評価できる。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|---|------------------|
| 項目 | Ⅲ | 安全で快適な学校施設・設備の充実 |
|----|---|------------------|

【方針の概要】

- ★平成30年度も継続して、学校施設の改修・整備を行い、安全で快適な環境づくりを図ります。また、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、由布市においても、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」が策定されました。このことを受け、学校施設についても「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」を平成30年度から2か年で策定し、中長期的な学校施設の維持管理の方向性を明確にします。
- ★空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託を実施するとともに、危険個所の修繕・整備を行います。
- ★2020年度から小学校でプログラミングが必修化となるため、授業用パソコン等機械機器の整備を行うなど、実情に沿った電算機器の整備や保守点検、更新を行っていきます。

【内部評価：B】

- ・国の特別交付金を利用することで、市内全ての幼稚園・小学校・中学校の教室に空調設備を設置することができた。

【外部評価】

- ・市内全ての幼稚園・小学校・中学校の教室に空調設備設置が完了したことは評価できる。

| | | |
|------|---|------------------|
| 基本施策 | 2 | 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 |
|------|---|------------------|

| | | |
|----|----|------------|
| 項目 | IV | 学校規模適正化の推進 |
|----|----|------------|

【方針の概要】

(1) 学校規模適正化計画の推進

平成22年度から29年度までは第2期前期学校規模適正化計画の期間であり、対象の5校の内、3校（南庄内小学校が西庄内小学校へ（平成26年4月1日）、大津留小学校が阿南小学校へ（平成28年4月1日）湯平小学校が由布院小学校へ（平成28年4月1日））が統廃合となりました。阿蘇野小学校が平成31年4月1日に統廃合となるため、今後も学校規模適正化に向け、継続した協議を行っていきます。

(2) 遠距離通学・通園に関する環境の整備

学校統廃合や幼稚園の休園に伴う遠距離通学（通園）の対象となる児童・園児への支援として、スクールバス・スクールタクシーの運行を引き続き行います。

安全運行基準に基づき、定期的な安全運行管理に努めるとともに、保護者との定期的な意見集約に努めます。

【内部評価：B】

- ・保護者や校区民の意見や意思を尊重し、阿蘇野小学校が平成30年度末閉校された。

【外部評価】

- ・今後も、学校規模適正化対象校については、保護者や校区民の意見や意思を尊重しながら継続して保護者意見交換会を実施する方向で進められたい。

| | | |
|------|---|---------------------|
| 基本施策 | 3 | 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進 |
|------|---|---------------------|

| | | |
|----|---|----------------------------|
| 項目 | I | ひとりひとりが生きがいをもち学ぶことができる場の提供 |
|----|---|----------------------------|

【方針の概要】

- (1) さまざまな要望に応じた講座等の実施
 - ★社会で行われる教育活動（社会教育）がより活性化するように、利用者アンケートや社会教育調査等を参考に、講座・教室を実施します。
 - ★教育の協働拠点（学校・家庭・地域社会）としての公民館活動の活性化を図りライフステージにあった学習機会の提供を促進します。
- (2) 体験をとおして学ぶ機会の提供
 - ★学習会や講座等の中で、参加型体験学習方法をとることにより、体験を通して学習内容を身近なものとしてとらえていくことを促します。
- (3) 学ぶための条件整備・施設整備
 - ★社会で行われる教育活動（社会教育）がより活性化するように、社会教育調査等を実施し、要望や課題に沿った条件整備を図ります。
 - ★社会教育委員会をはじめとした各種委員会・公民館運営審議会等において、施策の具体的な方向性を審議します。
 - ★市内公民館の整備を計画的に行うため、由布市公民館整備計画を策定し、計画にそって各公民館の整備を行います。
 - ★公民館建設基本構想に基づき、庄内公民館及び湯布院公民館建設（湯布院複合施設建設）を計画的に進めます。
 - ★由布市公共施設等総合管理計画を基本として、社会教育施設の総合的な運営や整備を検討します。
- (4) 身近なところで学べる機会・情報の提供
 - ★学習情報や団体情報等、欲しい情報が取得できるよう、「まなびの情報誌」の発行と、広報紙やホームページへの効果的な掲載を行います。

【内部評価：B】

- ・要望に応えた講座・教室を実施でき、それに伴う情報発信にも幅広く効果的に取り組めた。
- ・社会教育振興計画の中間見直しを行ない、現状に合った事業や方針を決定することができた。

【外部評価】

- ・公民館建設基本構想に基づき、新庄内公民館が完成し、利用者も増になり、学ぶことができるハード面における環境整備が進んでいます。ソフト面においても社会教育振興計画の見直しに基づき、更なる学習の場の提供への取り組みを進められたい。

| | | |
|------|---|---------------------|
| 基本施策 | 3 | 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進 |
|------|---|---------------------|

| 項目 | Ⅱ | 「育ちあい・伝えあい・支えあう」人と人がつながる仕組みづくり（その1） |
|---|---|-------------------------------------|
| 【方針の概要】 | | |
| <p>(1) 地域と学校と家庭がつながる協育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ★地域と学校と家庭がより連携をもち、それぞれがそれぞれを支援し、つながりあえる体制を強化します。 ★社会教育支援団体等の学習の成果を、それぞれの活動の中で活用できるような仕掛けづくりのため、中学校区ネットワーク会議を実施し、地域での協育の推進を行います。 <p>(2) 自治公民館活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ★自治公民館長、自治公民館主事等の研修を実施し、地域活動の活性化を支援します。 ★モデル自治公民館を認定し活動について支援します。 <p>(3) 地域の青少年リーダー育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ★中高校生を対象としたリーダー育成事業を継続して実施します。 ★青少年リーダーの研修会や交流会を実施します。 ★実行委員会を組織して、市内の新成人を祝し、成人としての自立を促す式典を行います。 <p>(4) 子育て家庭を地域で支援する体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ★家庭教育を行う保護者等への学習機会の提供と、地域ぐるみでの家庭教育支援の取り組みを促進します。 ★家庭教育支援講座を実施します。 ★「孤育て（孤立）」を防ぐため、子育て中の保護者に交流・情報交換の場としての「子育てひろば」を提供し、気軽に相談を受ける家庭教育支援員を配置して子育て環境の整備を行います。 <p>(5) 青少年健全育成活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ★青少年健全育成市民会議の活動を支援し、家庭・学校・地域社会の協働を推進します。 ★青少年体験・学習活動に、地域の力が活かされるよう配慮するとともに、学校からの要請に応じて人的支援をあっせんし、地域の教育力向上を目指します。 （わんぱくウォーク、学校支援活動） ★小学生を対象とした体験活動や学習の教室を、地域人材の協力のもとで行い、放課後教室だけでなく土曜教室の充実・拡充を図ります。（ゆふの寺子屋・放課後チャレンジ教室・土曜教室） <p>(6) お互いを尊重し合える地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ★あらゆる差別の解消に向け「人権を大切にす市民会議」内での連携を密にし、同和教育をはじめとして様々な人権課題について取り組みを行います。 ★教育部門としての人権教育の観点から、学校・社会・スポーツ等教育の各分野において、人権意識の向上を図ります。 ★公民館・図書館等の社会教育施設を拠点に、人権教育の要素を取り入れながら、あらゆる学習機会の提供を充実させます。 ★人権に関する学習機会の効果的な提供とPTAをはじめとして、地域団体や社会教育関連団体の自主的・積極的な学習活動を支援し、地域において主体的に人権教育を推進する指導者の育成をします。 | | |

| | | |
|------|---|---------------------|
| 基本施策 | 3 | 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進 |
|------|---|---------------------|

| | | |
|----|---|-------------------------------------|
| 項目 | Ⅱ | 「育ちあい・伝えあい・支えあう」人と人がつながる仕組みづくり（その2） |
|----|---|-------------------------------------|

【内部評価：B】

- ・地域協育における新たな教室の開講や、人権講座の実施形態の工夫など、今までの取り組みを改善できる形で様々な事業を実施できた。
- ・モデル自治公民館事業については、大分大学の協力を得ており、外部人材の活用が進んだ。

【外部評価】

- ・青少年リーダー育成事業、家庭教育支援講座、中学生も対象にした新しい事業にも取り組んだ成果がみられます。
- ・自治公民館活動の活性化では、モデル自治公民館事業が開始され、課題等も整理され解決策が講じられおり、努力のあとが伺えます。

| | | |
|------|---|---------------------|
| 基本施策 | 3 | 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進 |
|------|---|---------------------|

| | | |
|----|-----|--------------------------------|
| 項目 | III | 社会の一員として社会活動や地域活動に参加するための環境づくり |
|----|-----|--------------------------------|

【方針の概要】

- (1) 多くの市民が地域活動に参画するための仕掛けづくり
 - ★地域協育推進事業について広く周知し、経験や学習の成果を活用する場の提供と事業参加の働きかけをします。
 - ★学習成果活用によるまなびの輪の循環を促進するため、あらゆる機会において、個々の知識・技術が活かされる場面を構築します。
 - ★生涯学習活動の広がりや人的交流をめざし、生涯学習・社会教育振興大会や公民館・図書館等での行事又は活動の充実を図ります。
- (2) 青少年が地域社会と関われる場の提供
 - ★中高生が地域の中で活躍できる場の提供を行います。（青少年リーダーの育成）
 - ★各地域で活動する青少年リーダーの交流と研さんのための研修会を実施します。
- (3) 子どもたちを守り育てる地域づくり
 - ★子どもたちを育てていく基盤として、家庭（親）、学校とともに、地域を重視し地域が地域の子どもたちとその家庭に関心を持つよう、学校とも協力し合いながら、みんなで支えあえる環境づくりを促進します。
 - ★地域で青少年の健全育成を推進する青少年健全育成市民会議と連携しながら、子どもたちの健やかな育ちを支える地域づくりを進めます。
 - ★地域の子ども会育成協議会に補助金を交付し、子ども会活動を支援します。
- (4) 自治公民館の活動を支援するための体制づくり
 - ★自治公民館活動補助金及び自治公民館整備補助金の交付を行い、地域活動の支援を行います。
 - ★由布市自治公民館連絡協議会を設立し、自治公民館活動の促進・問題解決の促進を図ります。
- (5) 社会教育関連団体・社会教育支援団体活動支援
 - ★社会教育関連団体との連携や公民館使用グループ（社会教育支援団体）の登録を行い、それぞれの活動の活性化を促します。
 - ★社会教育関係団体や支援団体が社会教育施設を利用する際には、利用料を減免し学習活動を支援します。

【内部評価：A】

- ・様々な分野において参加者・支援者を増やすことができた。
- ・団体や自治公民館に対する援助を縮小することなく、各種支援を継続することができた。
- ・青少年健全育成市民会議等の団体と連携し、青少年リーダーが発表する場を作ることができた。

【外部評価】

- ・社会教育振興大会の内容を見直し、参加者増になったことは評価できます。社会活動や地域活動に参加したいという環境づくりへの配慮が伺えます。
- ・自治公民館活動補助金、整備補助金については、継続的な支援を望みます。

| | | |
|------|---|---------------------|
| 基本施策 | 3 | 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進 |
|------|---|---------------------|

| | | |
|----|----|--------------|
| 項目 | IV | 文化の薫るふるさとづくり |
|----|----|--------------|

【方針の概要】

(1) 文化財愛護精神の啓発・高揚

- ★旧日野医院をはじめ、国・県・市指定文化財の活用を、所有者等と協議し推進します。
- ★文化財を愛護し、保護に関して支援を行う人材を育成します。特に児童期における文化財とのふれあいを重視し、学習機会を提供します。
- ★由布市出身童話作家「後藤檜根」を市内外に周知するため、「ならねっ子まつり」をはじめとした顕彰事業を行い、啓発活動を行います。

(2) 文化財を活用した学習機会の提供

- ★指定文化財(国・県・市)や埋蔵文化財等の周知・情報整理に努めます。
- ★社会教育関係事業等に積極的な文化財の活用を促します。
- ★より多くの子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる学習機会を提供します。
- ★「子どもゆふの学び検定」を実施し、子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。

(3) 文化財の保護と継承

- ★指定文化財等の継続的な調査・選定を通して、かけがえのない文化遺産の保存に努めます。
- ★文化財調査委員会及び文化財パトロールを定期的実施します。
- ★指定文化財の表示看板等の点検・整備を行います。

(4) 芸術・文化活動への支援

- ★伝統文化継承の活動を支援し、事業推進に努めます。
- ★地域と各種団体と交流・協力して「国民文化祭・おおいた2018/全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」を実施します。
- ★地域固有の文化芸術活動の充実を図り、情報提供に努めます。

(5) ふるさと文化の調査

- ★歴史民俗資料館の資料を整理するとともに、「歴史文化基本構想」の策定を視野に由布市内の歴史・民俗文化の調査研究を行います。
- ★公共事業をはじめとする開発事業において、積極的に埋蔵文化財の有無を確認しその保全に努めます。

【内部評価：B】

- ・国民文化祭等由布市事業（挟間：ならねっ子まつり 庄内：庄内神楽祭り 湯布院：ゆふいん音さんぽ）の開催により、伝統文化の発信や交流等に取り組むことができた。
- ・学習機会の提供におけるソフト面と、説明板設置におけるハード面の両方から文化振興をおこなえた。

【外部評価】

- ・国民文化祭等由布市事業の開催については、各地域の特色を生かした内容での取り組みであり、今後の文化の薫るふるさとづくりに生かせるよう、事業趣旨を継承した継続的な取り組みが大切です。
- ・歴史民俗資料館については、文化財調査委員会等関係団体との連携を密にして、将来的には、場所の移転の検討も課題です。

| | |
|------|------------------------|
| 基本施策 | 4 未来の創造を担う「子ども読書活動」の推進 |
|------|------------------------|

| | | |
|----|---|----------------------|
| 項目 | I | 未来の創造を担う「子ども読書活動」の推進 |
|----|---|----------------------|

【方針の概要】

- (1) 家庭での読み聞かせ等、子ども読書活動の推進に向けた啓発への取り組みを図書館・公民館等で行います。
★親子読書タイムの推進や家庭での読み聞かせ等に向けた啓発に努めます。
- (2) 学校図書室を拠点に、学校図書室を活用した授業づくりの研究等、学校毎の取り組みを支援します。
★学校図書室における取り組みとして、PTAと連携した読み聞かせ活動等学校ごとの読書活動の充実に努めます。
- (3) 市立図書館において、ボランティアグループとも連携し、学校への読み聞かせ等各種取り組みを行います。
★4月23日の「子ども読書の日」を含む週間行事等の実施に努めます。
- (4) 各種団体において子ども読書向上に向けた取り組みが推進されるよう、社会教育関係団体との連携を強化します。
★ならねっ子まつり等、児童文化関連事業に触れる機会の創出に努めます。
- (5) 「図書通帳」を含めた読書に親しめる環境の整備を図るとともに、本を読む楽しさや読書習慣の形成への取り組みを行います。
★通帳の記録の楽しさや思い出を振り返ることにより、読書への意欲の向上や読書習慣の形成に努めます。

【内部評価：B】

- ・家庭教育講座に「子ども読書」をテーマとした回を数年連続で取り入れていることにより、読書推進の必要性が定着してきた。
- ・子ども司書によるオリジナル紙芝居の発表等ができた。

【外部評価】

- ・第2次子ども読書活動推進計画の策定に当たっては、幅広い策定委員会意見を取り入れての策定を望みます。
- ・家庭教育講座の充実に図り、子ども司書の育成に努め、人員増を目指して有効活用活動の場の提供、事業拡大に努められたい。

| | |
|------|----------------------------|
| 基本施策 | 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして |
|------|----------------------------|

| | |
|----|------------------|
| 項目 | I スポーツ関連施設の整備・充実 |
|----|------------------|

【方針の概要】

★施設利用の向上を図るため、スポーツ関連施設の管理運営方法の検討や施設の改修や整備をすすめて、安全にスポーツに親しむことができる環境整備を行います。

【内部評価：B】

- ・利用頻度の高い挟間体育センターの改修工事が出来、使用制限が解消された。
- ・湯布院B & G海洋センタープールの改修工事で、衛生的に利用出来るようになった。
- ・施設のトイレの洋式化も進んでいる。
- ・挟間上原野球場の防球ネット設置予算が確保できた。
- ・急遽発生する事案も多く、修繕等対処した。

【外部評価】

- ・公共施設個別計画により順次、施設の大規模改修をはじめ、予定の改修工事を行い緊急性等も勘案の上、利便性の確保を図られたい。
- ・施設のトイレの洋式化も順次、改修整備を望みます。

| | |
|------|----------------------------|
| 基本施策 | 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして |
|------|----------------------------|

| | |
|----|--------------|
| 項目 | Ⅱ 団体及び指導者の育成 |
|----|--------------|

【方針の概要】

★地域住民が身近に、スポーツに親しむことができる担い手として総合型スポーツクラブが重要な役割を果たしていけるよう連携を図ります。

★スポーツ活動を通して青少年の心身の健全な育成を目的としているスポーツ少年団の所属団体間の交流イベントを促進し、親睦と指導者養成講習会で資質の向上を図ります。

★スポーツの実技指導や事業の企画、立案を行うスポーツ推進委員の資質向上を図るため、研修会等へ積極的参加を促進し、市民スポーツ活動の牽引役となるよう育成に努めます。

【内部評価：B】

- ・総合型スポーツクラブへ委託している契約等の見直しを行い、支援が図られた。
- ・スポーツを通じて、親睦、交流、仲間との連携や歓び、楽しみを創出する活動ができた。
- ・スポーツ推進員によるニュースポーツの指導、普及が図るとともに、地区・県・九州大会の研修会へ参加し研さんを深めた。
- ・スポーツ少年団員の体力測定会、駅伝大会による交流、団員・指導者を対象とした熱中症対策の講習会を実施し、対策・対処方法を学んだ。

【外部評価】

- ・総合型スポーツクラブへの業務委託の見直しにより、財政支援等が図られてきています。継続的な支援が必要不可欠です。

| | |
|------|----------------------------|
| 基本施策 | 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして |
|------|----------------------------|

| | |
|----|-------------|
| 項目 | Ⅲ スポーツ活動の推進 |
|----|-------------|

【方針の概要】

★ライフステージに応じてスポーツに取り組める環境の整備をすすめ、幼児期から高齢者にかけて運動の習慣化・日常化を図り、運動・スポーツで生涯に渡って健康で充実した生活が送れるよう心身の健康、生きがい、仲間づくりなど豊かな生活が享受できる活動を推進します。

【内部評価：B】

- ・「総合型地域スポーツクラブ」主催行事、教室は継続して市民へ情報提供が出来ている。
- ・B & G施設を利用した水泳教室は、講師による指導を行い技術の習得を図った。

【外部評価】

- ・総合型スポーツクラブの更なる活用により、幅広い世代の人が、気軽にいつでも・どこでも・だれでも・だれとでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ活動の推進を図られたい。

| | |
|------|----------------------------|
| 基本施策 | 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして |
|------|----------------------------|

| | |
|----|----------|
| 項目 | IV 合宿の誘致 |
|----|----------|

【方針の概要】

- ★宿泊施設を有するスポーツセンターで毎年利用している団体等へ継続的な誘致を行い、合宿を通じて他団体との交流の場を提供することにより新規利用団体の開拓を図ります。
- ★隣接する「ゆふの丘プラザ」の宿泊施設と連携し、幅広い合宿誘致を行います。

【内部評価：B】

- ・合宿施設の防水工事で雨漏りが解消され、宿泊の支障が除かれた。
- ・合宿で訪れた一流プレイヤーと市民が交流、身近で体感する機会を得た。
- ・スポーツセンター、「ゆふの丘プラザ」の宿泊施設を利用した合宿が行われた。

【外部評価】

- ・スポーツセンターにおいては、指定管理により再開した「ゆふの丘プラザ」の宿泊施設とそれぞれの機能を生かした連携のもと、あらゆる機会を通じPRに努め幅広い誘致を望みます。

| | |
|------|----------------------------|
| 基本施策 | 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして |
|------|----------------------------|

| | |
|----|----------------------|
| 項目 | V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進 |
|----|----------------------|

【方針の概要】

- ★スポーツに親しみ、スポーツをはじめるきっかけづくり、日頃の練習の成果を発表する場、参加者相互の交流の場として、多くの市民が参加できるスポーツ大会・スポーツ交流活動を推進します。
- ★各地域で育まれた各種スポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。

【内部評価：B】

- ・SPA健康マラソンは現在地での開催が困難となり、他の場所で継続して実施出来る方向性が定まった。
- ・各地域のスポーツ行事は継続されている。

【外部評価】

- ・各地域で、スポーツを通して、職場や地域の親睦・交流活動の場があり、各地域で永年開催されている種目については一層の継続を望みます。

| | |
|------|----------------------------|
| 基本施策 | 5 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして |
|------|----------------------------|

| | |
|----|--------------|
| 項目 | VI 競技スポーツの推進 |
|----|--------------|

【方針の概要】

- ★国内大会をはじめ、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手の発掘、育成強化に向けて、体育協会、学校等、関連団体と連携を図り、競技力向上、トップアスリートの育成支援を行います。
- ★市民体育大会、県民体育大会への参加に向けた取組みを通じ、競技力向上を促進し競技者の育成を図ります。
- ★全国競技大会等への出場者の支援制度について、拡充等を検討します。

【内部評価：A】

- ・成績が郷土の誇りにもなる由布市代表チーム、由布市出身者の活躍は、市民に感動を与えた。
- ・各種大会、行事の支援が行えた。
- ・スポーツドクターを招いて指導者研修会を行い、「医科学の活用」をテーマに研さんを深めた。
- ・オリンピック等の国際大会、国民体育大会で活躍できる選手を発掘するジュニアアスリート事業を推進した。

【外部評価】

- ・県民体育大会、県内一周駅伝等での成績の躍進は評価できます。
- ・有望選手の発掘、指導者の研修会等、育成強化を望みます。

教育委員会の活動

(1) 教育委員会の会議

開催状況

| 会議名 | 回数 | 議案数 |
|-----|-----|-----|
| 定例会 | 12回 | 50件 |
| 臨時会 | 4回 | 4件 |

定例会については、月に1度、原則として月末に開催した。

臨時会については、必要に応じ、随時開催した。

重要案件については、事前に資料を送付し十分な議論ができるよう努めた。

(2) 教育委員の自己研鑽

他委員との意見交換会や、各種大会等に参加することで、自己研鑽に努めた。

<市・市教委・団体等の行事>

| 日程 | 内容 | 場所 |
|-------------------|---|----------------|
| 平成30年5月29日 | 大分県市町村教育委員会連合会総会 (講演：これからの英語教育について～新学習指導要領の全面実施に向けて～) | 由布市 はさま未来館 |
| 平成30年7月26日 27日 | 大分県市町村教育長協議会総会 (意見交換：成人年齢が18歳に引き下げられることに伴う課題について、教職員の働き方改革について外) | 由布市 ゆふいん山水館 |

<学校行事>

| 日程 | 内容 | 場所 |
|-------------------------------|-------------------|------|
| 平成30年 4月 10, 11, 12日 | 小・中学校、幼稚園の入学式、入園式 | 各校、園 |
| 平成31年 3月 8, 15, 18, 20, 25 | 小・中学校、幼稚園の卒業式、卒園式 | 各校、園 |

<その他の行事>

| 日程 | 内容 | 場所 |
|--------------|---------------|--------|
| 平成30年 4月 3日 | 県費教職員辞令交付式 | 庄内庁舎 |
| 平成30年 6月 13日 | 由布市奨学会理事会 | 庄内庁舎 |
| 平成30年 9月 5日 | 由布市議会定例会 (報告) | 庄内庁舎 |
| 平成30年11月30日 | 庄内公民館落成式 | 庄内公民館 |
| 平成30年11月19日 | 総合教育会議 | 庄内庁舎 |
| 平成31年 1月 13日 | 由布市成人式 | はさま未来館 |
| 平成31年 3月 9日 | 生涯学習振興大会 | 庄内公民館 |

(3) 学校訪問等

| 日 程 | 内 容 | 場 所 |
|-------------|---------|---|
| 平成30年 7月 4日 | 学校・施設訪問 | 石城小、石城幼、由布川小、由布川幼、 挾間公民館、市立図書館、挾間B & G海 洋センター |
| 平成30年 7月 8日 | 学校・施設訪問 | 学校給食センター、東庄内小 西庄内小、挾間小 |
| 平成30年 7月10日 | 学校・施設訪問 | 阿蘇野小、学校支援センター 庄内中 |
| 平成30年7月12日 | 学 校 訪 問 | 川西小、由布院小 |
| 平成30年7月13日 | 学校・施設訪問 | 塚原小、由布院幼、湯布院中 湯布院公民館 |
| 平成30年7月18日 | 学 校 訪 問 | 阿南幼、阿南小、挾間幼 |
| 平成30年10月29日 | 学 校 訪 問 | 谷幼、谷小、挾間中 |

教育委員会での主な審議状況

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること

由布市教育振興基本計画『G・E・N・K・I』ビジョンに基づいて、「平成31年度由布市の教育方針」を定めた。

(平成31年 2月定例会)

(2) 学校運営協議会を設置する学校の指定について

地域や保護者の要望や意見を学校運営に反映させるとともに、地域との協働による学校作りを目的として指定校を設置した。

(平成31年 3月定例会)

(3) 由布市教育委員会危機管理マニュアルについて

近年全国で発生した事件、事故等を踏まえて事例等を見直すとともに、新たな課題について検討した。

(平成30年8月定例会)

(4) 由布市教育振興第2期基本計画「G・E・N・K・I」ビジョンについて

第1期計画策定以後、社会情勢の変化等により発生した新たな課題に対応するための施策を第2期計画に盛り込んだ。

(平成30年9月臨時会)

(5) 新教育委員会制度について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化など見直しを図った。

(平成30年10月定例会)

(6) 規則等の制定等に関すること

規則の改正10件・規程の改正1件、要綱の制定3件・要綱の改正5件・許可基準改正1件を決定した。

| | |
|---|---------------|
| 由布市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について | |
| 由布市教育委員会臨時職員及び嘱託職員の勤務条件等に関する要綱の一部改正について | (平成30年 4月定例会) |
| 由布市中学校生徒英語検定料補助金交付要綱の制定について | |
| 由布市公民館条例施行規則の一部改正について | (平成30年 6月定例会) |
| 由布市公民館条例施行規則の一部改正について | |
| 由布市体育センター条例施行規則の一部改正について | (平成30年 8月定例会) |
| 由布市立学校職員旧姓使用取扱要綱の制定について | (平成30年 9月定例会) |
| 由布市教育委員会公告式規則の一部改正について | |
| 由布市学校児童生徒就学援助規則の一部改正について | (平成30年10月定例会) |
| 由布市教育委員会会議規則の一部改正について | |
| 由布市教育委員会の共催、後援及び協賛に関する要綱の一部改正について | |
| 区域外就学・区域外通学の許可基準についての一部改正について | |
| 由布市生涯学習・社会教育振興に係る功労者表彰に関する要綱の一部改正について | (平成30年11月定例会) |
| 由布市立学校通学区域設定規則の一部改正について | |
| 由布市立幼稚園通園区域設定規則の一部改正について | (平成30年12月定例会) |
| 由布市立学校管理規則の一部改正について | (平成31年 1月定例会) |
| 由布市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について | |
| 由布市いじめ問題解決支援委員会設置規程の一部改正について | (平成31年 2月定例会) |
| 由布市教育委員会臨時職員及び嘱託職員の勤務条件等に関する要綱の一部改正について | |
| 由布市フッ化物洗口洗事業検討委員会設置要綱の一部改正について | (平成31年 3月定例会) |

(7) 議会の議決が必要な議案の原案決定・意見に関すること

| | |
|-------------------------|---------------|
| 平成30年度由布市教育委員会補正予算案について | (平成30年 4月定例会) |
| 平成30年度由布市教育委員会補正予算案について | (平成30年 7月定例会) |
| 平成30年度由布市教育委員会補正予算案について | (平成30年10月定例会) |
| 平成31年度由布市教育委員会当初予算案について | (平成30年12月定例会) |
| 平成30年度由布市教育委員会補正予算案について | (平成31年 1月定例会) |

(8) その他重要な事項に関すること

区域外就学(園)の許可について

(平成30年 4月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月平成31年1月、2月、3月定例会
平成30年 7月、平成31年 3月臨時会)

特認校(園)制度による転学(入園)の許可について

(平成30年 4月、9月、10月、12月、平成31年 1月、2月、3月定例会)

就学援助申請の認定について

(平成30年 9月、10月、平成31年 2月定例会)

平成30年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価
(平成29年度対象)報告について

(平成30年 7月定例会、8月臨時会)

平成31年度使用小学校教科用図書の採択について

(平成30年 8月臨時会)

平成30年度学校評議員について

(平成30年 9月定例会)

外国人児童の編入学について

(平成30年11月定例会)

由布市修学支援委員会の答申について

(平成30年 4月 8月、12月、平成31年 1月、2月、3月定例会)

由布市教育委員会共催等承認申請の承認について

(平成30年 6月、7月平成30年 7月臨時会、平成31年3月定例会)

平成30年度社会教育功労者表彰について

(平成31年 1月定例会)

学校運営協議会設置校再指定について

学校運営協議会委員の任命について

学校運営協議会を設置する学校の指定について

平成30年度学校運営協議会委員の承認について

(平成31年 3月定例会)

平成30年度末教職員人事異動に関することについて

(平成31年 3月臨時会)